

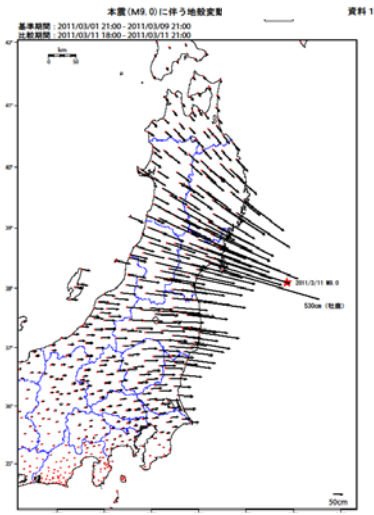
東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(法務省)

事業名	震災復興の推進		担当部局庁	民事局		作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	総務課		総務課長 小野瀬 厚
会計区分	一般会計		施策名	Ⅲ-9-(1) 登記事務の適正円滑な処理 Ⅲ-9-(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 Ⅶ-14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第18条 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項ほか		関係する計画、通知等	平成23年6月26日東日本大震災復興構想会議提言 Ⅱ.本論 第1章新しい地域のかたち (5)土地利用をめぐる課題 ③被災地における土地の権利関係 ほか		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災における被災地復興のため、①倒壊、流失、消失等した建物の職権による滅失登記を行い、②土地の境界の復元及び地図の修正の作業を実施し、③仙台法務局、福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内の特に甚大な被害状況となっている11登記所の管轄区域において、登記特設相談所を開設し、各種登記相談を受け付けるなど、必要な施策を講じるものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地において、①職権による滅失登記を行うために必要な調査を土地家屋調査士に外部委託して実施し、②土地の境界の復元作業及び地図の修正作業を土地家屋調査士に外部委託して実施し、③仙台法務局、福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内の特に被害の甚大な地域において登記特設相談所を開設し、司法書士や土地家屋調査士による相談委託等の事業を実施するなど、被災地復興のために必要な各種施策を講じる。					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	-	1,656	-	1,426	3,082	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
	東日本大震災の被災地区における職権による建物の滅失登記について、平成23年度中に完了する。	%	23年度	(年度)	東日本大震災の被災地区における職権による建物の滅失登記について、平成23年度中に完了する。	()
			100	-		100) 43.2
単位当たりコスト	-		(円/)		算出根拠	成果指標及び活動指標として、職権による建物滅失登記の実施率を掲げているが、当該指標に関して単位当たりのコストは算出していない。 なお、当該事業に係る予算額として、平成23年度第1次補正予算において873百万円が、平成23年度第3次補正予算において665百万円が、それぞれ計上されている。
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			本事業は、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであり、「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			本事業は、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであることから、被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるといえる。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			本事業は、比較可能な他の手法や類似事業が存在しないが、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであることから、効果的な事業であるといえる。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			本事業は、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであり、司法書士・土地家屋調査士を始めとする民間等に委ねられるものはこれを最大限活用するなどして、効率的に実施することとしている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			本事業は、国が直接実施すべき部分と司法書士・土地家屋調査士を始めとする民間等に委ねられるべき部分とを明らかにするなどしており、役割分担などの在り方は明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			本事業は、整合を図るべき他の事業は存在しないが、各種復興関連事業の前提となるなど、被災地の復興のために必要不可欠なものであることから、計画的に実施することとしている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			本事業は、被災地の状況による部分はあるものの、おおむね迅速な着手・執行が可能であると見込んでいる。また、適正な調達手続等を行うことにより、事業の執行などの透明性を確保し、進行管理を適正に行うこととしている。			

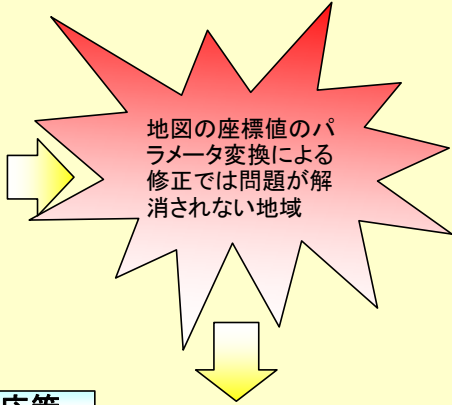
震災復興支援のための登記関係事業

1 大規模被災地域における地図の修正(土地の境界の復元)



最大で水平方向に約5.3mの地殻変動

- ・震災に伴う地殻変動による土地の移動が一定方向の水平移動ではない地域
- ・地盤の硬軟、傾斜の有無、宅地造成など人工的な掘削、埋立て等のため、不規則な土地の移動が生じている地域
- ・津波による海没、土砂堆積による境界が不明となった地域



地図の座標値のパラメータ変換による修正では問題が解消されない地域

- 対応策**
- ・筆界確認・地図の修正
 - ・地図に基づく復元測量・境界標設置
 - ※ 26年度までに完了

地図修正作業の委託
現地事務所の設置
事務補助賃金の採用
近隣局からの被災地支援旅費の措置

(単位:千円)	
3次補正要求額	
543,948	

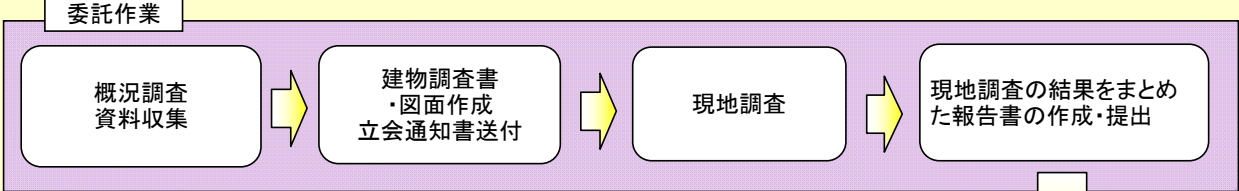
2 倒壊等建物の職権による滅失登記

原則

既登記の建物が倒壊等した場合、当該建物の所有者が滅失登記を申請する必要がある(不動産登記法第57条)

特例措置

被災者の負担軽減策として、所有者からの申請を待たず、登記官の職権により倒壊した建物の滅失登記を行う(不動産登記法第28条)



※全壊建物 133,000棟

登記所

立件し、内容確認の上、建物の滅失登記
※ 23年度中に完了

(単位:千円)	
3次補正要求額	
664,874	

3 登記特設相談所の開設・被災者専用相談フリーダイヤルの設置

東日本大震災の発生後、土地の境界の問題に関する相談、建物の滅失登記に関する相談等が急増

- 対応策**
- ・登記特設相談所を設置して司法書士・土地家屋調査士に相談業務を委託
 - ・被災者専用のフリーダイヤルの開設
 - ・近隣局からの被災地支援旅費の措置 など



(単位:千円)	
3次補正要求額	
40,249	